

# 労働者協同組合コトノワ 定款

制定 令和 6年 5月 27日

改正 令和 8年 4月 24日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員それぞれの意見を反映した事業を行い、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする協同組合として、多様な就労機会の創出と地域における多様なニーズに応じた事業を推進することで、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを設立の目的とする。

### (名称)

第2条 本組合は、労働者協同組合コトノワと称する。

### (事業を行う都道府県の区域)

第3条 本組合は、熊本県下を主な事業区域とする。

### (事業所所在地)

第4条 本組合は、事業所を熊本県玉名市に置く。

### (公告方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示する。

### (規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は、総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の決議を要せず、理事会で議決する。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により、組合員に通知する。

### (意見反映)

第7条 本組合は、事業を行うに当たり、組合員の意見を適切に反映させるために、下記について格別の配慮をしなければならない。

一 本組合は、組合員の意見集約のため、本組合の主たる事務所に意見箱を設置するものとする。

二 本組合は、組合員が意見を述べたことに対して、解雇、その他の労働関係上で不利益

となる処遇をし、又は組合員としての処遇において差別的な取り扱いをしてはならない。

## 第2章 事業

(事業)

第8条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業(放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業)
- 2) 地域の子育て支援に資する事業
- 3) 前各号の事業に附帯する事業

## 第3章 組合員

(組合員の資格)

第9条 本組合の組合員たる資格を有する者は、組合の設立目的に賛同し、組合の行う事業に従事し、又は従事しようとする個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)は、組合員になることができない。

3 前項の規定に加えて、次の各号の一に掲げる者も、組合員になることができない。

- 一 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- 二 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- 三 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(議決権)

第10条 組合員は、各1個の議決権を有する。

(労働契約の締結等)

第11条 組合は、その行う事業に従事する組合員(次に掲げる組合員を除く。)との間で、労働契約を締結しなければならない。

- 一 組合の業務を執行し、又は理事の職務のみを行う組合員
- 二 監事である組合員

2 第13条又は第15条第1項(第2号を除く。)の規定による組合員の脱退は、当該組合員と組合との間の労働契約を終了させるものと解してはならない。

(加入)

第12条 本組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出するものとする。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決定し、総会にお

いて、その加入を報告するものとする。

- 3 本組合は、前項の定めにより、加入を承諾したときは、書面により、その旨を加入申込者に通知し、出資の払い込みをさせることとする。
- 4 加入が認められた者は、引受出資口数に応ずる金額全額の払い込みを完了した時に、組合員の地位を取得する。
- 5 本組合は、組合員になろうとする者が、組合員の地位を取得した時に、組合員名簿に記載し、又は電磁的方法により記録する。

#### (自由脱退)

- 第 13 条 組合員は、予め本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- 2 前項の通知は、事業年度の末日の 90 日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

#### (定年を理由とする脱退)

- 第 14 条 組合員は、就業規則に定める定年に達したときは、前条第 1 項の定めに関わらず、予め通知を行うことなく、定年に達した事業年度の終わりにおいて離職し、脱退する。
- 2 定年後も引き続いて就労することを希望する者は、組合の承認を得て、組合員として再就労できる。

#### (法定脱退)

- 第 15 条 組合員は、下記の事由によって脱退する。
- 一 第 9 条に定められた組合員たる資格の喪失
  - 二 死亡
  - 三 除名
- 2 組合員は、前項の定めにも関わらず、育児・介護を理由として休業した場合、組合員資格を喪失した者と見なされてはならない。

#### (除名)

- 第 16 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の 10 日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明の機会を与えるものとする。
- 一 長期間にわたって組合の行う事業に従事しない組合員  
なお、労働災害・産前産後・育児・介護を理由とする休職は除く
  - 二 出資の払込みその他組合に対する義務を怠った組合員
  - 三 組合の内部秩序を著しく損なう行為をした組合員
  - 四 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
  - 五 犯罪その他の組合の信用を失う行為をした組合員

- 2 除名は、除名した組合員に対し、その旨を通知しなければ、これをもってその組合員に對抗することはできない。

(脱退者の持分の払い戻し)

第 17 条 組合員は、自由脱退又は組合員たる資格の喪失により脱退したときは、その払込済出資額を限度として、その持分の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

- 2 組合は、組合員が脱退したときには、組合員の本組合に対する出資額（脱退した事業年度末における本組合の財産が実行された出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の当該出資額に応じて減額した額）を限度として、その持分の全部又は一部の払い戻しをする。ただし、除名による場合は、その半額を限度とする。

- 3 組合は、脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、前項の定めによる払い戻しを停止することができる。

- 4 組合は、事業年度の終わりにあたり、この組合の財産をもって、その債務を完済するに足りないときは、第 2 項の払い戻しを行わないことができる。

(出資口数の減少)

第 18 条 組合員は、特にやむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得て、事業年度の終わりにおいて、その出資口数を減少することができる。

- 2 出資口数の減少については、前条の定めを準用する。

## 第 4 章 出資

(出資一口の金額)

第 19 条 出資 1 口の金額は 5 万円とする。

- 2 組合員は、1 口以上を保有しなければならない。

(出資の払い込み)

第 20 条 出資は、その金額を一時に、または分割して払い込むことができる。

- 2 分割して支払う場合は、あらかじめ理事との話し合いにて払い込み期日を決めておかなければならない。

(増資)

第 21 条 出資口数の増加又は出資一口の金額の増加による増資は、いずれの場合においても全組合員の同意を必要とし、定款変更決議のみによって、組合員に増資又は追加出資させることはできない。

- 2 出資 1 口の金額増加による増資の場合、前項の定めにもかかわらず、組合員が既に引き受けているその口数に応じた金額を当該の増加させられることにある金額で除して出資 1 口の金額を増加させるときは、当該組合員の同意を必要としない。ただし、かかる除法により、端数が生じた場合は、その処理は出資金規則の定めるところによる。

(改算式による持分の計算)

第 22 条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、10 円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 第 5 章 役員

(役員)

第 23 条 本組合に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の定数)

第 24 条 本組合に、理事 3 人以上 5 人以下を置く。

2 本組合に、監事 1 人以上 2 人以下を置く。

(役員の任期)

第 25 条 役員の任期は次の通りとする。ただし、再任を妨げない。

一 理事 2 年

二 監事 2 年

2 前項の定めにもかかわらず、その任期は、事情により、就任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで、伸長することができる。

3 補欠（定数の増加に伴う補充を含む。）のために選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くことになった場合には、新たに選任された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(役員の選任)

第 26 条 役員の選任は、総会において、組合員が議決権を行使して選任する。

2 役員は、組合員でなければならない。ただし、監事は除く。

3 労働者協同組合法第 35 条各号に規定する欠格事由に該当する者は、役員となることができない。

(役員の報酬)

第 27 条 役員報酬は、理事と監事を区別して、総会の決議により定める。

2 前項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(理事長)

第 28 条 理事のうち、一人を理事長として、理事会にて互選する。

(代表理事)

第 29 条 理事長をもって代表理事とする。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事会)

第 30 条 理事会は、全ての理事をもって組織する。

2 理事会は、総会による議決事項とされるものを除き組合のすべての業務の執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、各理事が招集する。

(理事会の招集手続)

第 31 条 理事会の招集は、理事会の会日の前日までに、その日時、場所及び理事会の目的たる事項を示して各理事及び各監事に対してその通知を行うことによってしなければならない。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2 前項の通知は、電磁的方法によっても行うことができる。

3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開くことができる。

(理事会の議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決事項)

第 33 条 本定款に特別の定めがある場合を除いて、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- 一 本組合の業務の執行に関する事項
- 二 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- 三 本組合の業務の執行のための手続きその他業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- 四 取引金融機関の決定
- 五 監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書の承認
- 六 労働者協同組合法第 44 条に定める理事の自己契約等に関する事項の承認
- 七 労働者協同組合法第 48 条に定める補償契約の内容の決定
- 八 労働者協同組合法第 49 条に定める役員のために締結される保険契約の内容の決定
- 九 前各号の他、総会の決議事項とされている事項以外であって理事会が必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第 34 条 理事会の決議は、議決に加わることでできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 本組合は、理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第 35 条 理事会の議事については、労働者協同組合法施行規則第 11 条の定めるところにより下記の事項を記載する議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印するものとする。

一 理事会の開催された日時及び場所又は方法

二 理事長以外の招集に係る場合は、その招集の旨

三 議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 労働者協同組合法第 38 条第 3 項において準用する会社法の規定（取締役への報告義務及び取締役会への出席義務等）、労働者協同組合法第 44 条第 3 項及び労働者協同組合法第 48 条第 4 項の規定に係り述べられた意見又は発言の内容の概要

六 理事会に出席した理事及び監事の氏名

七 理事会の議長の氏名

八 第 34 条第 4 項の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合、その事項の内容、その事項を提案した理事の氏名、決議があったとみなされた日、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

九 労働者協同組合法第 40 条第 5 項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合、報告を要しないとされた事項の内容、その報告を要しないとされた日、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成する場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

3 本組合は、議事録を理事会の日から 10 年間主たる事務所に、その写しを 5 年間従たる事務所に備え置く。

(監事等)

第 36 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、労働者協同組合法施行規則第 9 条の定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

2 本組合は、監査報告書を含む決算関係書類等を作成したときから 10 年間保存するとともに、通常総会の日の 2 週間前の日から 5 年間主たる事務所に、その写しを 3 年間従たる事務所に備え置く。

## 第6章 総会

### (総会の招集)

第37条 本組合の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも理事会の議決を経て、理事長が招集する。
- 3 総会は、組合員の過半数以上の出席を定足数とする。ただし、特別の決議を行う場合は、第41条による。
- 4 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集理由を記した書面を提供して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決することとする。
- 5 前項の場合、組合員は、請求招集を書面に代えて電磁的方法により提出することができる。
- 6 第4項の請求の定めによる請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事長が招集の手続をしないときは、労働者協同組合法第60条の規定により、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。

### (総会招集手続)

第38条 総会の招集者は、会日の3日前までに、組合員に対して書面又は電磁的方法で総会の日時、場所及び総会の目的である事項を示して通知しなければならない。ただし、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### (総会の議長)

第39条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

### (議決権の書面又は代理人による行使)

- 第40条 組合員は、第38条の規定によりあらかじめ通知された事項について、書面又は他の組合員である代理人により議決権を行使することができる。
- 2 代理人が代理できる組合員の数は、1人とする。
  - 3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法で行使することができる。
  - 4 組合員は、あらかじめ通知された事項について代理人として議決権を電磁的方法で行う場合に、その代理権を証するについて、書面に代え電磁的方法により行うことができる。

### (総会の決議事項及び決議方法)

第41条 次に掲げる事項は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 一 規約の設定、変更又は廃止
- 二 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

- 三 組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡
  - 四 労働者協同組合連合会への加入又は労働者協同組合連合会からの脱退
  - 五 役員の選任
  - 六 組合員による役員の解任請求
  - 七 決算関係書類の承認
- 2 次に掲げる事項は、総組合員の過半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- 一 定款の変更
  - 二 組合の解散又は合併
  - 三 組合員の除名
  - 四 事業の全部の譲渡
  - 五 労働者協同組合法第9条第3項ただし書の承諾
  - 六 労働者協同組合法第45条第5項の規定による責任の免除
  - 七 新設合併設立委員の選任

(総会への報告)

- 第42条 理事は、各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果を、通常総会に報告しなければならない。
- 2 理事は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる事項を、その事由が生じた日後最初に招集される総会に報告しなければならない。
- 一 就業規則の作成 当該就業規則の内容
  - 二 就業規則の変更 当該変更の内容
  - 三 労働協約の締結 当該労働協約の内容
  - 四 労働基準法（昭和22年法律第49号）第4章に規定する協定の締結又は委員会の決議  
当該協定又は当該決議の内容

(総会の議事録)

- 第43条 総会の議事について、労働者協同組合法施行規則第69条の定めるところにより下記の事項を記載する議事録を作成しなければならない。
- 一 総会の開催された日時及び場所又は方法
  - 二 総会の議事の経過の要領及びその結果
  - 三 労働者協同組合法第38条第3項に係る会社法の規定（会計参与等の選任等についての意見の陳述、株主総会に対する報告義務、監査役の報酬等）の準用により述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言内容の概要
  - 四 総会に出席した役員の氏名
  - 五 総会の議長の氏名
  - 六 議事録の作成を行った理事の氏名
- 2 創立総会の議事について、労働者協同組合法施行規則第4条の定めるところにより

下記の事項を記載する議事録を作成しなければならない。

- 一 創立総会が開催された日時及び場所
  - 二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
  - 三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の役員の氏名
  - 四 創立総会の議長の氏名
  - 五 議事録の作成を行った発起人の氏名
- 3 本組合は、総会の議事録を、総会の日から 10 年間主たる事務所に、その写しを 5 年間従たる事務所に備え置く。

## 第 7 章 会計

(事業年度)

第 44 条 本組合の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(剰余金の処分)

第 45 条 剰余金は、準備金、就労創出等積立金、教育繰越金及び配当金としてこれを処分する。

(準備金)

第 46 条 本組合は、出資総額の 2 分の 1 に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の剰余金（但し、前期繰越損失がある場合には、これを補填した後の金額）の 10 分の 1 以上を準備金として積み立てるものとする。

2 前項の定めによる準備金は、損失の補填に充てる場合を除いて取り崩すことができない。

(資本準備金)

第 47 条 本組合は、減資差益及び合併差益を資本準備金に計上することとする。

(就労創出等積立金)

第 48 条 本組合は、その事業規模又は事業活動の拡大による就労機会の創出に必要な費用に充てるために、毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 以上を就労創出等積立金として積み立てるものとする。

(教育繰越金)

第 49 条 本組合は、組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 以上を教育繰越金として翌年度に繰り越さなければならない。

(従事分量配当)

第 50 条 本組合は、損失を補填し、第 46 条の準備金、第 48 条の就労創出等積立金及び第 49

条の教育繰越金を控除した後になお残る剰余金を配当することができる。

- 2 資本準備金は、前項の配当の原資として処分してはならない。
- 3 第1項の剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した労働時間、職務に要する資格他の基準に従って算定するものとする。

(欠損金の補填)

第51条 本組合は、損失金が生じたときは、繰越剰余金、第46条の定めにより積み立てた準備金、第47条の定めにより計上された資本準備金の順に取り崩してその補填に充てるものとする。

## 第8章 解散

(解散事由)

第52条 本組合は、次の事由により解散する。

- 一 総会の決議
  - 二 組合の合併
  - 三 組合についての破産手続き開始の決定
  - 四 行政庁の解散命令
  - 五 組合員が3人未満となり、そのなった日から引き続き6月間その組合員数が3人以上とならなかった場合において、その6月を経過した時
- 2 組合は、前項第1号又は第5号の事由により解散するときは、理事のうちより清算人を選任する。

(残余財産の処分)

第53条 本組合は、組合の債権を取り立て、債務を弁済した後の残余財産について、組合員に払い込み済出資額を限度として、その持分の全部又は一部を払い戻すこととする。

2 本組合は、前項の払い戻しの後になお残余財産があるときは、総会において清算人の報告に基づいてその帰属先を決定することとする。

附則

### 1 最初の事業年度

最初の事業年度は、本組合の設立の日より、令和6年3月31日とする。

### 2 設立当初の役員の任期

設立当初の役員の任期は、労働者協同組合法第36条第3項の規定にかかわらず役員を選任した創立総会の日から最初に開催される通常総会の終結時まで伸長することができる。

発起人 杉本 香  
同 井上 実希子  
同 本田 涼子